弁護士過疎・偏在対策ー活動の歩みー

初期の問題意識

◆ **臨時司法制度調査会意見書**（１９６４年８月）「簡易裁判所の所在地はもちろんのこと、地方裁判所の支部の所在地においてすら、弁護士の事務所のない事例が数多く存在する。このような状況では、地方における国民の法的生活の水準の向上はもとより、裁判の適正円滑な運営すら阻害される虞がある。」「この弁護士の大都市偏在化については、緊急にこれを是正する必要があると考えられるのであって、いかなる方策を講ずべきかが検討されなければならない。」

～高度経済成長等を原因とした過疎化の進化に伴い、弁護士過疎地も拡大～

◆ **第８回弁護士業務対策シンポジウム**（１９９３年１１月）テーマは「弁護士業務の改革を目指してー市民との接近障害を改善するためにー」。第２分科会（パート１　弁護士偏在問題を考える）が初めて「弁護士０～１マップ」を作成。１９９３年当時、弁護士ゼロ地域は５０か所、弁護士ワン地域は２４か所。

弁護士過疎・偏在対策の本格始動

(1)「名古屋宣言」（１９９６年５月・日弁連定期総会）

…当連合会は、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取組むことを決意するとともに、当面の措置として５年以内に、いわゆる０～１地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。

(2)「日弁連ひまわり基金」の発足と特別会費の徴収開始

① １９９９年９月、東京弁護士会からの司法改革支援金（寄付金）１億円と日弁連創立５０周年記念事業特別基金からの繰入金３，０００万円を財源として「日弁連ひまわり基金」が発足。

② １９９９年１２月の日弁連臨時総会で、２０００年１月から会員一人あたり月額１，０００円の特別会費（「弁護士過疎・偏在対策のための特別会費」）を徴収することを決議。徴収期限は、２００４年１２月。その後、４度にわたって徴収期限の延長と金額の変更が行われている。

(3)「ひまわり基金法律事務所（公設事務所）」と「法律相談センター」の全国展開

※「司法サービスの全国地域への展開に関する決議」（2000 年 5 月・日弁連定期総会）
※「司法サービスの全国展開に関する行動計画」（2001 年 5 月・日弁連理事会）
※「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（通称「新行動計画」）（2012 年 3 月日弁連理事会）
※「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議
ー真の司法過疎解消に向けてー」（2012 年 5 月・日弁連定期総会）

① ２０００年６月、島根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、ひまわり基金法律事務所は<u>累計１１８か所</u>に設置された（２０１７年１１月１日現在）。うち６７事務所が任期終了後に定着、２事務所が廃止。現在稼働しているのは４９事務所。

② 法律相談センターは<u>全国３０５か所</u>（２０１７年１１月１日現在・日弁連調べ）。
未設置支部は４０か所。

(4)「弁護士偏在解消のための経済的支援」の開始

① ２００７年１２月の日弁連臨時総会で、「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程」を制定。２００８年１月から運用開始。
② ２００８年５月　日弁連定期総会で上記規程を改正（常駐従事務所開設支援を追加）。
③ ２００９年９月　利用促進のため対象範囲を拡大。
④ ２０１０年４月　日弁連ひまわり基金によって行われていた特別定着支援を経済的支援に統合。
⑤ ２０１２年１２月　日弁連臨時総会で「弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程」を制定するとともに、①の規程を廃止。日弁連ひまわり基金による過疎・偏在対策と経済的支援とを統合。

(5)「弁護士ゼロ・ワン地域」の解消推移

①	２００８年６月２日	ゼロ地域の解消（会長談話の発表、記念シンポジウムの開催）
②	２００９年１月	ゼロ地域が再発生（鹿児島地裁加治木支部）　その後２か所に
③	２０１０年１月	ゼロ地域が再び解消
④	２０１１年１２月１８日	ゼロ・ワン地域が解消（会長談話の発表）
⑤	２０１２年１月	ワン地域が再発生（金沢地裁輪島支部）
⑥	２０１３年１１月	ワン地域が再び解消
⑦	２０１４年３月	ワン地域が再発生（松江地裁西郷支部）
⑧	２０１５年７月	ワン地域が再び解消（会長談話の発表）
⑨	２０１５年９月	ワン地域が再発生（岡山地裁新見支部）
⑩	２０１６年１２月１５日	ゼロ・ワン地域が再び解消
⑪	２０１７年４月	ワン地域が再発生（和歌山地裁御坊支部・長崎地裁五島支部）
⑫	２０１７年１１月	ゼロ・ワン地域が再び解消

----- 参考１　特別会費の徴収期間・金額の変遷 -----

① ２０００年１月から特別会費の徴収開始（１９９９年１２月の臨時総会で決議）。
月額１，０００円。徴収期限は２００４年１２月。
↓
② ２００５年１月から月額１，５００円へ増額。徴収期限を２００７年３月まで延長。
（２００４年１１月の臨時総会で決議）
↓
③ ２００７年４月から月額１，４００円に減額。徴収期限を２０１０年３月まで延長。
（２００６年１２月の臨時総会で決議）
↓
④ ２０１０年４月から月額７００円に減額。徴収期限を２０１３年３月まで延長。
（２００９年１２月の臨時総会で決議）
↓
⑤ ２０１３年４月から月額６００円に減額。徴収期限を２０１６年３月まで延長。
（２０１２年１２月の臨時総会で決議）
→２０１６年４月以降は一般会計からの繰入れへ

----- 参考２ 日弁連の弁護士過疎・偏在対策財政支出（～2016 年度）-----

１．「日弁連ひまわり基金」による援助実績（財政支出）… 2000年度から2016年度までの累計援助額
(1) 過疎地法律相談センター（ここ数年は約140か所に援助）： 約23億円
(2) ひまわり基金法律事務所への開設費・運営費援助（累計115か所）：約10億2000万円（※仮払い金含む）
(3) 弁護士偏在解消のための経済的支援・新人弁護士等準備・養成等援助：約９億3,300万円（※内約１億6400万円返済済み）
※ 2007年～2012年度までは「弁護士偏在解消のための経済的支援制度」。2013年度からひまわり基金に統合。
(4) 弁護士過疎地への定着支援（37件）： 約2億7,500万円（※内約1億9000万円返済済み）
※ 定着支援制度は2010年度から弁護士偏在解消のための経済的支援制度に統合されたため、2009年度までの実績。